

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象経費についての確認が十分でなかったこと、沖縄総合事務局において本件補助事業に係る補助金の額の確定時における審査及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助の対象とならないもの 5 件 不当と認める国庫補助金 26,592,964 円  
デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ(TYPE 1))により実施した事業の交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの

(5 件 不当と認める国庫補助金 26,592,964 円)

デジタル田園都市国家構想推進交付金(以下「交付金」という。)は、地方からデジタルの実装を進めることなどで、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことを目的として、「デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱」(令和4年2月25日府地創第63号。以下「制度要綱」という。)等に基づき、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく事業の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組を行う事業(以下「デジタル実装タイプTYPE1」という。)等とされている。

また、「令和3年度補正予算デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプTYPE1)の取扱いについて」(令和4年1月14日内閣府地方創生推進室・デジタル庁事務連絡別添)等によれば、デジタル実装タイプTYPE1における交付金の補助率は2分の1とされている。地方公共団体は、交付対象事業に係る事業実施年度末までの期間及び事業実施年度後の2か年の期間(以下、これらを合わせて「実施計画期間」という。)について、実施計画を作成することとされている。そして、実施計画期間を超えた期間(以下「計画外期間」という。)に係る費用は、実施計画に基づく事業の実施に要する費用に該当せず、交付金の交付の対象とならないこととなっている。さらに、交付決定日より前に、支出負担行為に当たる契約の締結を行うことはできないとされている。

そして、市町村(特別区を含む。)は、実績報告書等を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、10都道府県及び61市区町において会計実地検査を行ったところ、2道県の4市区町において、計画外期間に係る費用を交付対象事業費に含めていた。また、東京都の1区において、交付決定日より前に締結した委託契約に係る費用を交付対象事業費に含めていた。これらのため、交付金相当額計26,592,964円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5市区町において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、3都道府県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

鹿児島県出水郡長島町は、令和4年度から6年度までを実施計画期間として、行政サービスの向上や窓口業務の簡素化、効率化による職員の負担軽減を目的とする「長島町「書かない窓口」推進プロジェクト」に係る実施計画を作成している。そして、同町は、4年度に当該実施計画に基づくシステムの構築及び運用保守業務を、事業費25,520,000円(交付対象事業費同額)で実施したとして鹿児島県に実績報告書を提出し、同県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより交付金12,760,000円の交付を受けていた。

しかし、事業費のうち 5,302,466 円は、構築したシステムの運用に係るハードウェア保守サービス等経費のうち、計画外期間である 7 年度以降に係る費用であった。

したがって、上記の 5,302,466 円を除いて適正な交付対象事業費を算定すると、20,217,534 円となり、これに係る交付金相当額は 10,108,767 円となることから、交付金交付額 12,760,000 円との差額 2,651,233 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

| 部 局 等                    | 補助事業者等<br>(事業主体)      | 補助事業等 | 年 度 | 事 業 費   | 左に対する<br>国庫補助金等<br>交付額 | 不当と認める事業<br>費 | 不当と認める国庫<br>補助金等<br>相当額 | 摘 要                                                          |
|--------------------------|-----------------------|-------|-----|---------|------------------------|---------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------|
|                          |                       |       |     | 千円      | 千円                     | 千円            | 千円                      |                                                              |
| (9) 北 海 道 富 良 野 市        | デジタル田園都市国家<br>構想推進交付金 |       | 4   | 24,610  | 12,305                 | 2,734         | 1,367                   | 計画外期間<br>に係る費用<br>を交付対象<br>事業費に含<br>めていたもの                   |
| (10) 同 登 別 市             | 同                     |       | 4   | 36,421  | 18,210                 | 3,988         | 1,994                   | 同                                                            |
| (11) 同 勇 払 郡 安平 町        | 同                     |       | 4   | 106,001 | 53,000                 | 4,861         | 2,430                   | 同                                                            |
| (12) 東 京 都 港 区           | 同                     |       | 4   | 63,283  | 31,641                 | 36,300        | 18,150                  | 交付決定日<br>より前に締<br>結した契約<br>に係る費用<br>を交付対象<br>事業費に含<br>めていたもの |
| (13) 鹿 児 島 県 出 水 郡 長 島 町 | 同                     |       | 4   | 25,520  | 12,760                 | 5,302         | 2,651                   | 計画外期間<br>に係る費用<br>を交付対象<br>事業費に含<br>めていたもの                   |
| (9)～(13)の計               |                       |       |     | 255,837 | 127,918                | 53,185        | 26,592                  |                                                              |

### (3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 9,174,000 円

子ども・子育て支援交付金(延長保育事業に係る分)を過大に交付していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 5,418,000 円)

延長保育事業は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び一部事務組合(以下、これらを合わせて「市町村等」という。)が実施主体となり、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するために、都道府県及び市町村等以外の者が設置する保育所や認定こども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。)において、市町村から保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の利用日及び利用時間帯において引き続き保育を受けた際に、当該児童の保護者が支払うべき費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業である。

そして、国は、市町村に対して子ども・子育て支援交付金(延長保育事業に係る分)(以下「交付金」という。)を交付して、延長保育事業に要する費用の一部を補助している。

「延長保育事業の実施について」(平成 27 年雇児発 0717 第 10 号。以下「実施要綱」という。)等によれば、延長保育事業は、1 時間延長、2 時間延長等の延長時間に応じた区分ごとに基準額が定められている。具体的には、延長時間の区分ごとに実施要件として 1 日当たり平均対象児童数(以下「平均対象児